

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第12号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> （以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若	略	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の規定による登録建築物調査機関</u> （以下「登録建築物調査機関」という。）若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築	略

改 正 後			改 正 前		
	<p>しくは登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が人の居住の用以外の用途に供する部分を有するものである場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関）が交付する適合証（当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査</p>			<p>物が人の居住の用以外の用途に供する部分を有するものである場合にあっては、登録建築物調査機関。）が交付する適合証（当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査</p>	
(2) 略			(2) 略		
2 略			2 略		
3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定低炭	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評	略	3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定低炭	(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する当	略

改正後			改正前		
素建築物新築等計画の変更の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	<p>価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証（当該変更後の認定低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）の提出がなかった場合の認定申請に対する審査</p> <p>(2) 略</p>		素建築物新築等計画の変更の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	<p>該変更の内容に係る適合証（当該変更後の認定低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）の提出がなかった場合の認定申請に対する審査</p> <p>(2) 略</p>	
4 略 備考 略			4 略 備考 略		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第29条第1項の規	(1) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> 若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向	略	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第29条第1項の規	(1) <u>登録建築物調査機関</u> 若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネ	略

改 正 後			改 正 前		
定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項において同じ。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査		定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項において同じ。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	ルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査	
	(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 <u>基準及び床面積の区分</u>に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>a及びb 略</p> <p>(イ) 性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p>		(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。<u>以下イ(ア)並びに5の項(2)ア(ア)及び(2)イ(ア)において同じ。</u>)による場合</p> <p>a及びb 略</p> <p>(イ) 性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。<u>以下イ(イ)並びに5の項(2)ア</u></p>

改 正 後			改 正 前		
		<p>a及びb 略</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 <u>基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(ア) <u>仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合</p> <p>a～d 略</p> <p>(イ) <u>性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合</p> <p>a～d 略</p> <p>ウ 非住宅建築物 <u>基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(ア) <u>モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合</p>			<p><u>(イ)及び5の項(2)イ(イ)において同じ。)</u>による場合</p> <p>合</p> <p>a及びb 略</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 仕様基準による場合</p> <p>a～d 略</p> <p>(イ) 性能基準等による場合</p> <p>合</p> <p>a～d 略</p> <p>ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) <u>モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。以下5の項(2)ウ(ア)において同じ。)</u>による場合</p> <p>合</p>

改 正 後			改 正 前		
		<p>a～f 略</p> <p>(イ) 標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合</p> <p>a～f 略</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる基準（仕様基準及び性能基準等については、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。</u>）及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額並びにウに掲げる基準（モデル建物法及び標準入力法等については、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。</u>）及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</p>			<p>a～f 略</p> <p>(イ) 標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。<u>以下5の項(2)ウ(イ)において同じ。</u>）による場合</p> <p>合</p> <p>a～f 略</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額及びウに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</p>
2	略	略	2	略	略
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1	3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1

改 正 後			改 正 前		
による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認定の申請（次の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> 若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がない場合の変更の認定申請に対する審査		による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認定の申請（次の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、 <u>登録建築物調査機関</u> 若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がない場合の変更の認定申請に対する審査	
(2) 略			(2) 略		
4 略			4 略		
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費	(1) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> 若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費	略	5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性	(1) <u>登録建築物調査機関</u> 若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合して	略

改正後			改正前		
性能基準をいう。)に適合している旨の認定の申請に関する事務	費性能基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査		能基準をいう。)に適合している旨の認定の申請に関する事務	いることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査	
	(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 <u>基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(ア) <u>仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合 a及びb 略</p> <p>(イ) <u>性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合 a及びb 略</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 <u>基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(ア) <u>仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に</u></p>		(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 仕様基準による場合</p> <p>a及びb 略</p> <p>(イ) 性能基準等による場合</p> <p>a及びb 略</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 仕様基準による場合</p>



改 正 後			改 正 前		
		<p>定めるものをいう。)による場合 a～d 略</p> <p>(イ) <u>性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合 a～d 略</p> <p>ウ 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) <u>モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合 a～f 略</p> <p>(イ) <u>標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>による場合 a～f 略</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる基準(仕様基準及び性能基準等については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定</p>			<p>a～d 略</p> <p>(イ) 性能基準等による場合</p> <p>a～d 略</p> <p>ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法による場合</p> <p>a～f 略</p> <p>(イ) 標準入力法等による場合</p> <p>a～f 略</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額及びウに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</p>

改正後			改正前		
		めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額並びにウに掲げる基準(モデル建物法及び標準入力法等については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額			
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	(1) 工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として市長が別に定めるものの建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 2,000㎡未満のもの 3万8,500円 (イ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 9万7,600円 (ウ) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 14万7,000円 (エ) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 18万2,000円 (オ) 25,000㎡以上のもの 22万6,000円			

改 正 後			改 正 前		
		<p>イ 標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000㎡未満のもの 4万4,000円</p> <p>(イ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 10万4,000円</p> <p>(ウ) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 15万4,000円</p> <p>(エ) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 19万1,000円</p> <p>(オ) 25,000㎡以上のもの 23万6,000円</p>			
	(2) その他の建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	<p>ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000㎡未満のもの 14万9,000円</p> <p>(イ) 2,000㎡以上5,000㎡未</p>			

改正後			改正前		
		満のもの 24万2,000円 (ウ) 5,000㎡以上10,000㎡ 未満のもの 31万7,000円 (エ) 10,000㎡以上25,000㎡ 未満のもの 38万円 (オ) 25,000㎡以上のもの 44万6,000円 イ 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 2,000㎡未満のもの 37万8,000円 (イ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 53万9,000円 (ウ) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 66万4,000円 (エ) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 78万6,000円 (オ) 25,000㎡以上のもの 89万6,000円			
7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項若しくは	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費	6の項に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額とし、その額に100円未満の			

改 正 後			改 正 前		
第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更に関する書面の交付に関する事務	性能適合性判定又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更に関する書面の審査	端数が生じたときは、これを切り捨てた額			
備考 6の項の床面積は、当該判定に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）について算定する。					

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に受け付けた申請書から適用する。